

議案第三十九号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十一项第一号中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の施行による雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。